

重要取組シート

人事委員会事務局

取組項目	職員の適正な給与その他勤務条件の確保	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員は労働基本権の一部が制約されており、その代償措置として、情勢適応の原則に基づく給与勧告制度が設けられている。 ○人事委員会は中立・公正な第三者機関の立場から、本市職員の勤務条件、特にその給与のあり方に関する調査・検討を進める必要がある。 ○民間給与の実態に関する調査・検討を行い、本市職員給与との比較分析を適正に行うことが求められる。 	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人事院等と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、本市職員給与との比較に基づき、適正な「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行う。 ○厚生労働省が毎年調査している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」を参考とし、より幅広い民間事業所の給与の実態を把握する。 ○当委員会のホームページ等により、「職員の給与等に関する報告及び勧告」の内容や仕組み等を市民にわかりやすく広報する。 ○働き方改革の取組が進む中、適正な勤務条件の確保と快適な職場環境の形成に向け、職員の労働基準監督機関の機能を果たす。 ○国や他都市の動向を注視しつつ、本市の給与制度において調査研究する。 	
スケジュール	前期 (～9月)	<input type="checkbox"/> 「職種別民間給与実態調査」の実施（4～6月） <input type="checkbox"/> 「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」のデータ集計（5～6月） <input type="checkbox"/> 「職員給与実態調査」（7月） <input type="checkbox"/> 「職種別民間給与実態調査」の調査結果の分析・検討（8～9月） <input type="checkbox"/> 「職員の給与等に関する報告及び勧告」（9月下旬～10月初旬） <input type="checkbox"/> 人事委員会勧告のホームページへの掲載（9月下旬～10月初旬）
	後期 (～3月)	<input type="checkbox"/> 事業所名簿調査等（11～2月） <input type="checkbox"/> 労基適用事業場調査（11～1月） <input type="checkbox"/> 次年度に向けた検討（11～3月）
	次年度 以降	
進捗の状況	前期 (～9月)	<input type="checkbox"/> 「職種別民間給与実態調査」の実施（4～6月） <input type="checkbox"/> 「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」のデータ集計（5～6月） <input type="checkbox"/> 「職員給与実態調査」（7月） <input type="checkbox"/> 「職種別民間給与実態調査」の調査結果の分析・検討（8～9月） <input type="checkbox"/> 「職員の給与等に関する報告及び勧告」（9月下旬～10月初旬） <input type="checkbox"/> 人事委員会勧告のホームページへの掲載（9月下旬～10月初旬）
	後期 (～3月)	

(様式 4)

堺市 2025 基本 計 画	該当する 施策	—	
	寄与する KPI	—	目標値（2025 年度） —
堺市 未来 都市 SDGs 計 画	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 —	—
	寄与する KPI	—	目標値（2025 年度） —